

## 【会議録】

実施日時：平成29年1月25日（水）14:30 から 16:30

会議名	越谷市労働報酬等審議会 第2回会議	実施場所	本庁舎5階第4委員会室
件名／議題	1 開会 2 議事 業務委託等に係る労働報酬下限額について 3 その他 4 閉会		
出席者等	出席委員 江原委員、丸藤委員、下稲葉委員、隅田委員、村上委員、山下委員 事務局 契約課：森田課長、大熊調整幹、長野副課長、和田主幹、中村主査		
会議資料	・会議次第 ・越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・「業務委託等に係る労働報酬下限額について」 ・「会議の公開・非公開に関する決定報告書」		
内容	別紙 会議録のとおり		

合意・決定事項等

・業務委託等に係る労働報酬下限額については、930円として答申することに決定した。

## 開会

- 会 長 それでは、ただいまから、第2回越谷市労働報酬等審議会を開催させていただきます。  
まず、本日の会議の傍聴を希望されている方がいらっしゃいましたら、入室を許可いたします。
- 事務局 本日は、傍聴希望者はありません。

## 議事

### 会議の公開及び会議録について

- 会 長 それでは、議事については、次第に従い進めてまいります。  
まず、「業務委託等に係る労働報酬下限額について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは「業務委託等に係る労働報酬下限額について」説明させていただきます。  
資料1ページをご覧ください。

こちらについては、本市が発注する業務委託及び指定管理協定に適用する労働報酬下限額について、ご審議いただくものでございます。なお、資料につきましては、前回の審議会でお配りした資料に、市職員や市内同種労働者等の賃金の状況を追加したものでございます。

それでは順次説明させていただきます。

まず、1の労働報酬下限額でございますが、前回の審議会でも説明させていただきましたが、公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、既存の最低賃金額を上回る本市独自の賃金の下限額を「労働報酬下限額」として設定し、その対象案件の受注者に対し、この下限額以上の賃金の支払いを義務付けるものでございます。

次に、2の対象案件でございますが、この労働報酬下限額が適用される案件は、建設工事については予定価格が5,000万円以上の案件、業務委託については、予定価格1千万円以上の案件のうち、人件費が主要な部分を占める12の業務、委託料の上限が1千万円以上の指定管理協定となっております。この後ご審議いただく労働報酬下限額については、この中の業務委託と指定管理協定に適用されることとなります。なお、資料の6ページになりますが、参考資料として、昨年度発注した業務委託のうち、金額や業務の内容が下限額の対象となる案件の一覧を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、3の対象労働者でございますが、対象案件に従事する労働者であれば、下請労働者や再委託労働者についても下限額が適用されますが、資料にもございますとおり、最低賃金が適用されない障がい者や試用期間中の者、建設工事の現場代理人や監理技術者等については下限額の対象外となります。

次に、4の対象案件受注者に求められる主な内容でございますが、従事する労働者に下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、前回の資料の31ページと32ページとなりますが、施行規則で規定する様式により、支払った賃金額のほか、労働関係法

令の遵守の状況を市に報告いただくこととなります。

続いて資料2ページをご覧ください。

5の業務委託に係る労働報酬下限額ということで、こちらが、この後、業務委託の下限額を審議いただくにあたっての具体的な説明となります。

まず、下限額の設定の際には、本市条例の第6条第2項において、「最低賃金額」と「生活保護基準」「その他公的機関が定める労務単価等の基準等」を勘案することとしていますが、他の自治体では、その他「市職員の給与」や「市内同種労働者の賃金」等を勘案している例もあることから、これらの状況を資料に掲載しております。

まず、Aの最低賃金額でございますが、現在、最低賃金額は全国的に、毎年大幅に引き上げられている状況がありますが、埼玉県では、昨年の10月1日付で25円引き上げられ、現在は845円となっております。全国平均でも同様に25円引き上げられ、平均で823円となっております。

次に、Bの生活保護基準ですが、この生活保護基準を勘案することとしている理由は、前回の審議会でも委員からもご発言がございましたが、従来、最低賃金額が生活保護基準を下回る「逆転現象」が大きな社会問題となっていたことを踏まえ、下限額については、少なくとも生活保護基準を上回る水準とすることを明確にすることを趣旨とするものですが、この逆転現象については、埼玉県では、平成24年10月1日付の最低賃金額の引き上げにより、解消されており、全国的にも平成26年度の引き上げにより解消されております。

なお、資料において、生活保護基準の額として761円と記載しておりますが、こちらについては、厚生労働省所管の中央最低賃金審議会において、最低賃金と生活保護基準を比較する際の積算式を準用し、本市において、現時点で12歳から19歳の単身世帯が生活保護を受給した場合に支給される額を1時間あたりに換算した額でございます。

次に、Cとして市職員の給与の状況として、高卒行政職の初任給の状況を掲載しております。こちらは、三木市や加西市等が勘案することとしていますが、本市の給与としては、地域手当を含めない場合は時給換算で996円、含めた場合は、1,056円となります。この計算方法については、資料3ページに掲載しておりますが、初任給の月額が155,800円、地域手当が、その6%の9,348円となっております。これらを、現在の年間所定労働時間である1875.5時間で換算したものです。

なお、野田市や草加市では、所定労働時間について、現在も平成21年度の基準である2,015時間を採用していますが、この時間を採用した場合は、地域手当を含めない場合が927円、含めた場合が983円となります。

次に、Dとして市の臨時職員の賃金ですが、事務職の臨時職員賃金は、本市では現在930円となります。

次に、Eとして市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金ですが、本市では、前回

の審議会でも説明させていただきましたが、平成24年度と平成25年度に、5,000万円以上の建設工事と1,000万円以上の業務委託を対象に賃金の実態調査を実施したところですが、実施から年数が経過していることから、資料では、今年度の最低賃金引上げ後、清掃業務委託を対象に実施した賃金調査の結果を掲載しております。

調査時期としては昨年の11月、対象案件としては合計25件、13社に対して賃金の支払い状況を確認しましたが、賃金額の平均としては907円、最低賃金に占める割合としては107.3%、最低額としては、最低賃金と同額の845円となっております。

次に、本市の条例では「その他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案することとしておりますが、資料では、Fとして、野田市や厚木市で参考にしている「建築保全業務労務単価」の状況を掲載しております。

こちらにつきましては、国土交通省が、設備管理や清掃、警備等の業務委託の積算に使用するため、賃金の実態調査の結果を基に毎年設定しているものでございまして、本市では、積算時にこの単価は使用していませんが、職種や責任の度合い等に応じて計11区分設定されている単価のうち、資料では、職種ごとに最も低い賃金単価の区分の状況を掲載しております。

次に資料4ページの(2)となりますが、こちらにつきましては、既に公契約条例を制定している18自治体及び要綱に基づき業務委託に係る独自の下限額を設定している3自治体の労働報酬下限額の状況を掲載しております。平成28年度と、既に29年度の下限額を決定している自治体は併せてその状況を掲載してございまして、それぞれ一番左側が、各自治体の労働報酬下限額、その右がその自治体に適用される最低賃金額、その右が、下限額と最低賃金額を比較した割合となっております。

表の中ほどにお隣の草加市の状況を掲載しておりますので、それを例にとりて説明させていただきますと、平成28年度の下限額が890円となっておりまして、その当時の最低賃金額820円と比較すると、108.54%の比率となっております。その後、草加市では、昨年の11月28日付で、平成29年度の下限額についても、引き続き890円とすることを決定しましたが、その決定時点の最低賃金額845円と比較すると、105.33%の比率となっております。

なお、表の一番右側に、下限額設定時勘案事項としてアルファベットのAからGまで記載しておりますが、これは各自治体が下限額を設定する際に勘案する事項を記載したもので、具体的な内容については、表の下に掲載しているほか、資料2から3ページの各項目に対応しております。

続いて資料5ページをご覧ください。

(3) 他自治体の水準を適用した場合の下限額(案)ということで、こちらは、先ほどの資料4ページにおける各自治体の最低賃金額との比率を、現在の埼玉県最低賃金額である845円に当てはめた場合の表となっております。

例えば、資料4ページの表の一番上に記載している千葉県野田市については、平成28年度の下限額882円が最も新しい下限額ですが、この野田市の下限額の最低賃金額との比率である107.96%を埼玉県最低賃金額に当てはめると、概ね、912円、最低賃金からの上乗せ額が67円となるものです。

また、各自治体の傾向としては、最低賃金比105%未満で下限額を設定している自治体が、要綱による自治体を含めた21自治体中12自治体、105%から110%未満で設定している自治体が7自治体、110%以上で設定している自治体が2自治体という状況となっております。

なお、公契約条例導入自治体の18自治体の比率を平均すると、最低賃金額に対して105.35%となりまして、埼玉県最低賃金額に当てはめると890円、45円の上乗せ、要綱による自治体を含めた21自治体の比率を平均すると、105.42%、891円という結果となります。

下限額の説明については以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会 長 ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

○委 員 今回の説明の中で足りないと思うのは、前回も話をしましたが、越谷市の場合は、ほとんどの案件は複数年の契約をしているということです。ですから、複数年で契約するため、仮に来年度の4月以降に契約した場合は、3年間拘束されることになることが多いです。そのため、今、最低賃金が845円ですので、4月以降の越谷市の下限額を決めるときには、3年後の最低賃金の動向を見越さないといけない、ということを前回お話しさせていただいたと思います。ですから、今、草加市は1年ごとの契約が多いようです。一年一年の契約ですから、毎年毎年の契約事項になりますので、今、4月以降の下限額を決めて、また来年も決めれば契約上は、最低賃金が仮に上がったとしても対応できることになる。これが越谷市の場合には、4月以降の賃金単価を3年間拘束することになりますので、3年後の最低賃金がどのくらい上がるだろうかという動向を、まず一つ見なくてはならない。

もう一つは、特に指定管理者制度になりますが、市の臨時職員と同じく机を並べて、仕事をしている指定管理の事務職がいるところが結構あります。そういうところは、市の臨時職員の賃金が930円、指定管理の人が、例えばそれより低い賃金となると仕事上もよろしくない。また、指定管理者制度も、3年とか5年の指定管理料での契約になっておりますので、そこも見越さなければならぬであろう。

結論を言いますと、資料4ページを見ていただきたいのですが、他自治体の業務委託に係わる労働報酬下限額の設定の仕方でAからGがありますが、前回もお話しさせていただいたのですが、少なくともCとDを勘案して決めるべきであろう。まずは最初ですので、とりあえずは、Dの臨時職員の賃金と同等なものというのが、最低賃金の動向は本

当に分からないですが、3年間を見越しながら必要なのではないかと考えております。

もう一つは、事務局に聞きたいのですが、例えば下限額を930円とした場合に、直接財政的な影響はどの程度あるのかお聞きしたい。今の契約状況等を踏まえて影響を聞きたい。

1点目は、私の意見は少なくとも、臨時職員並みの賃金としないと、3年間の動向もあるんで厳しいということ。2点目は、直接このことによって、どのような財政的な影響を受けるかということを経理局に聞きたいということになります。

○会長 最初に補足でと言われて、冒頭に委員から委託契約が3年契約とされていることが越谷市の場合には多く、その場合に労働者の方が3年間、当初の設定金額で拘束されるから、その最低賃金のスライドしていく幅も見越して決めなくてはいけないという趣旨で言われましたが、3年後の最低賃金の動向に関する資料を追加で出して欲しいという趣旨でしょうか。

○委員 そうではなくて、それを今日決めるということですから、勘案するときの皆さんの共通理解が必要だと思っている。資料6ページを見ていただきたいのですが、ここに参考として発注業務が39ありますが、これらの業務のうち、賃金が最低賃金の近くになる可能性のあると思われるところは、ほとんどが長期継続契約になっています。

例えば、公園管理なんかは、実態から考えると2月以降に出される労務単価等を使っているのが多いと思います。ですから、本当の意味で業務委託の下限額を設定する上で、考慮しなければならないのは、公園や街路樹の管理委託よりも、どちらかと言うと、1から22番ぐらまでの業務委託について考える必要がある。そうすると、長期継続契約になっていますので、4月以降どのような契約予定としているか分かりませんが、やはり少なくとも最低賃金の10%ぐらいは見越していた方が良いのではないかと。

最低賃金は毎年毎年の3か年で、だいたい今の動向見ると年2.5から3%ぐらいで上昇してきていますので、そのぐらいで見越した場合には、だいたい930円、臨職賃金と同じ930円、この辺が妥当ではないかと思えます。あとは、財政のことだけ聞かせていただきたい。

○会長 財政への影響という質問については、かなり幅のある質問に聞こえたのですが。

○委員 4月以降に長期継続契約が予定されているかどうかということですか。

○委員 今の委員の話からしますと、3年後を勘案して930円とされていますが。

○委員 それと、さっき言ったように臨時職員が現実に930円なので、同じ机で並ばれて仕事をしている場合があるので厳しい。

○委員 3年後を勘案するとなると、今回930円にしてしまうと、3年後には、また上がってしまう。それはやはり、3年後を踏まえて低くしないといけないということになりますか。資料3ページのEに同種労働者の賃金の最低額で、845円という事業者の回答があるわけです。これも重要なことです。今、この845円でやっているところがありますので、930円というのは、かなりの上乗せになる状況が生まれてくる。

事業者としては、このところの動向を見ますと、平成25年から8%消費税分ぐらい最低賃金が上がっています。急激な上がり方をしてしていると説明にもありましたので、ここも考えないと、最終的には事業者の判断になります。3年後はこのぐらいになるだろうと予想するのは、事業者が判断することであって、この委員会で判断して上乗せして高みにしてしまつては、ますます上がってしまうということで、事業者を苦しめることとなりますし、また雇用も段々難しくなってくる状況に陥ってしまうのではないのかと考えます。私としましては、このEの28年度に回答のあった最低賃金である845円を尊重したいと考えます。

○委員 毎年毎年の契約ではないので。

○委員 それは、事業者が見積段階で勘案して入札するわけですから、我々がそれを勘案してしまうと意味が違ってしまふのではないか。

これは最低額ですから、これ以上の金額を支払っても当然構わないということです。

○委員 もちろんです。越谷市と事業者との契約に当たって決めることです。

○委員 ですから、3年後を見極めて事業者が930円と予想していれば良いのではないですか。

○委員 仮に4月以降に、契約を結ぶときには下限額は、最低の金額はここにしてくださいと、民間との公契約ですから、民間企業と市との約束事になります。その約束事を決めようというのが、この公契約条例です。

最低賃金は、約束事がなくても法律で決まっていますので、最低賃金以上は出さなくてはならない。そこではなくて、あくまでも契約上、例えば下限額を900円と決めたときに、事業者が900円は出さないと、890円しか出さないと場合は、市役所と事業者との契約は成り立たないこととなります。

○委員 それでは困るわけです。

○委員 そのような契約とする公契約条例ができたということになります。

下限額以上を出さないとする事業所とは越谷市は契約ができないことになるのです。

○委員 十分わかります。でも現状では845円という事業所もあるわけです。

○委員 845円というのは、多分、多くの場合は、今回の公契約の下限額適用除外される事業所だと思います。これ全部の事業所を調べたので、たとえば200万とかの案件もあります。

○委員 市の発注業務の従事労働者賃金って書いてありますから、そうではないということですか。

○委員 アンケートの対象案件のところに、※印になっていて1,000万未満の案件も含まれていますので、今回の公契約条例の適用範囲は1,000万を超える案件ですから、この対象案件の中には1,000万より低い案件を受けてる事業所も入っているということですので。ですから、あくまでも1,000万以上の案件となりますと大きい事業所で、8時間拘束するような業務内容になると思います。200万、300万の

案件ですと、だいたい1日に2時間とか3時間の案件になります。それとやはり、1,000万を超えるとなると、例えば、病院の清掃などは、毎日8時間ある業務ですから拘束性が高い、正社員を雇っていかねばならないですから、当然賃金上がる。ですが、2時間ぐらいのパート、3時間ぐらいのパートを雇った場合は、最低賃金プラス $\alpha$ ということでやられているのが実態です。それは対象にならないです。1,000万未満は対象になりません。あくまでも1,000万を超えるところの、大きい案件だけしか適用なりませんというのが、今回の下限額を決めるときの基本になります。

○委員 ですが、越谷市の公契約条例の概要を見ますと、基本方針に地域貢献に取り組む、市内中小企業の受注機会増大と謳われていますので、公契約の担い手の確保への寄与ということを含めると、広く事業者にチャンスがあって良いのではないかと思います。

○委員 市の責務の中にありますが、もう少し考えていただければ良いと思うのは、下限額を決めたら、この金額を基にした積算なり予定価格を市は作らなければならないのです。ですから、今までのように非常に低い積算で、最低賃金の845円で積算することができなくなります。下限額を少なくとも900円とか930円にしたら、それを前提にした予定価格を算出しなければならないというのが市の責務第4条に書いてあるのです。

○委員 予定価格というのが良く分からないですが、予定価格いくらというのは決まっているのですか。

○委員 そうです。下限額を決めるということは、そういうことになります。下限額が930円なら、930円が予定価格の最低価格になりますから、予定価格は今までのように、845円にはできない。900円にもできない。下限額を930円と決めたら、930円の1時間当たりの単価が、予定価格での最低限がそこに決まります。

○委員 930円で決めた場合でも良いのですが、これは下限額なので、あくまでも下限ですから、これ以上下回ってはいけないと、これは労働者を大事にする決まりだと思えますから、これが高くなくても良いと思います。基準が930円と決まった場合に、それ以下の受注ができなくなってしまうため、市の財政にも大変な負担が掛かる。

○委員 ですから、財政上、仮に言っている930円で決めたときに、ここ1、2年の財政的負担はどのくらいになるのかということを知りたいのです。

○委員 財政も非常に厳しいと思います。

○委員 もちろんそうです。

○委員 今月12日の読売新聞で越谷市の給与が全国1位だという、国の給与を上回り一番高いというような報道がされてしまっているの、やはり市民感情としては、皆に公平に信頼されるような状況にしないと、よろしくないと思います。

○委員 市職員の給与の話はここですることではないですが、新聞報道を見て非常に一面的だと思ったのは、地域手当は給与にプラスして、地域により付けているのですが、誤解しないで欲しいのは、報道はあくまでも基本給だけで、地域手当によって、例えばさいたま市は十数%の地域手当を付けている。ですから、実際は越谷市より、さいたま市の方



が給料は高いです。県もそうです。県も10%ぐらい付けていますので、県の方が給与の水準としては高いです。

○委員 給料は高い方が良いですけど。それなりに経済も発展していかないと、それを出す側と受け取る側、相互がないと成り立ちませんので、その辺のことも考えなければならぬと思います。

○会長 一端止めていただいても良いですか。各委員が言われていることのどちらかが、正しいというわけではないと思います。そしてただ、最低賃金というものが立法で決まっています、さらにそれを踏まえて、上乘せで地方自治体が公契約条例を作ってきていることから考えると、最低賃金を上回れば良いのではないかと、その都度、事業者が経済状況などを勘案して決めるのであれば良いのではないかとこののであれば、元々公契約条例も必要ないとも言ってしまうので、そこは、立法の経緯も踏まえて、当審議会では議論をする必要があると思います。

○副会長 複数年契約である長期契約は、普通3年ぐらいなのですか。

○事務局 種別によって異なりまして、今回の公契約条例の対象としている、いわゆる人的サービスが主なものについては、3年ということにしております。

○副会長 今言われたように、例えば、1年ずつ下限額を上げていく場合に、最初に結んだ契約自体は、3年間そのままになりますので、経営者は上がった分については、下限額で働いている方については、賃金を上げなければならない。

○事務局 下限額については、契約当初の下限額が、3年なら3年ずっと同じ額が適用されることとなります。

○副会長 契約上はそうです。越谷市で下限額を上げて出した場合は、働いている側は、そこまで上げてくれると期待してしまいます。

○事務局 契約のときの下限額が3年間拘束されることとなります。当然、労働報酬下限額自体は、毎年設定させていただくこととなります。

○副会長 そうすると、下限額設定のときに3年を見越して決めるのか、一年一年で決めていくのか、3年を見越すとなると、かなりの額になります。過去10年間の最低賃金のアップ率を平均すると1.0209なので、平均2.1%ぐらい上がっていることになる。この率で3年後を見ると899円です。来年が863円、その次が881円、899円、これが最低賃金ですから、3年後を見越して下限額を決めるとなると、かなりの額になります。それは少し無理がある気はします。だから一年一年見直したときに、下限額が上がり、下限額以下になった労働者が、見直した下限額どおり上げてください。ということに対応しなければならないのか。

○事務局 それは上げる必要がありません。

○副会長 それは最低賃金を割ってないからですか。

○委員 最低賃金を割ってなくて、尚且つ、契約を結んだときの下限額で3年間いくことになる。下限額が最低賃金を割っても下限額を上げることはできない。

- 副会長 最低賃金額よりも下がった下限額は有り得ないですね。
- 委員 有り得ないです。そうするとここで、3年後も、最低賃金と言っても、先程言いましたように1,000万以上の案件ですと8時間働く人が多いのですが、1日8時間で、例えば仮に900円としたときに、2,000時間働いて、180万にしかならない。180万ですとワーキングプアは200万とされているので、ワーキングプア以下になってしまう。野田市は職種別によって結構いろいろな職種を決めていて、例えば電話交換などは、2時間、3時間という人はいないですから、電話交換の人は、野田市では千いくらか決めるわけです。1,000万以上の清掃業務、病院だとか市役所では、そこで働く人はパートというよりも、1日拘束されている人になります。その人達の下限額を決めるのですから、それは最低賃金を上回っていれば良いだろうということではなく、最低賃金よりさらに上げる必要がある。
- 副会長 そのとおりです。そのために公契約条例が作られたわけですから。  
それは分かっているのですが、上げ幅の考え方を、どのような物差しで、下限額を決めるルールを共通して認識するかということだと思います。そのバラつきが、今はまだ揃っていませんから、どの辺に下限額を設定する何か基準があるのかという部分で悩みます。
- 委員 先程言ったのは、市の臨時職員の賃金というのは、事務ですが、同じ仕事をしていません。
- 副会長 まったく一緒ですか。責任も一緒ですか。
- 委員 大体一緒です。むしろ指定管理者制度の事務の方が臨時職員より責任は重いかもしれません。  
市の臨時職員の事務をやっている人と、こちらで指定管理で事務をやっている人に賃金のバラつきがあると、それは人材確保の面から言っても指定管理の方で困るのではないかと思います。  
もう一つは、契約の関係ですが、一年一年の契約で下限額が適用できるのであれば良いのですが、3年間を見越すので、やはりある程度、最低賃金の10%ぐらいは上げとかなないと、今の政権が同一労働同一賃金と言っていますので、最低賃金がどのぐらい上がるのか今までの計算では難しい。3%ぐらい上がる可能性もあるわけです。3年間と言うと9%ぐらい上がる。だいたい今の計算で845円の10%上がると930円ぐらい。だから、適正という意味では、臨時職員の930円と10%ぐらい上がるのではないかと見越した930円というのは、丁度合うと感じております。
- 副会長 草加は27年から890円で3年間上げていないのですね。
- 委員 草加は毎年の契約です。長期契約は、ほとんどないです。
- 副会長 でも、890円を3年間据え置いたというのは、やはり最初に上げ過ぎたのではないですか。
- 委員 草加の状況はわかりません。

- 事務局 各制定されている自治体に応じて、その中で協議がされたかと思いますが、大部分は毎年いくらか上げているかと思いますが。条例につきましても、たしかに国の基準である最低賃金を上回ってれば、ということもありますが、委員の皆様からもありましたように、それでは生活が厳しい状況などの部分がございます、市長の意向で労働環境を良くするためには、市独自で賃金を設定すべきであろうということで、今回の条例が制定されました。それにつきましても、本来であれば市としては、すべての契約を対象としたいところですが、当然、事業者の方の報告やいろいろな義務もあり、負担も大きくなってしまいますので、他自治体の状況も勘案しながら、今回は業務委託であれば1,000万、まずは1,000万を超える案件については、市の独自で決めた下限額を上回った部分で、労働者の生活を確保していくこととございます。草加市は草加市の基準で毎年毎年協議している中で、この3年間は上がっていないという状況だと思います。
- 副会長 事務局案みたいなものは、こういう場では出ないのですか。事務局としては、埼玉県の最低賃金のどれぐらいのところをという案はお持ちではないのですか。
- 事務局 そちらにつきましては、委員さんの協議の中でしていただければと思いますが、先程話が出ていましたように、長期契約ですと3年という長期間になりますので、下限額を設定した中で、その間に最低賃金が下限額を上回りますと、最低賃金額が最低額となり下限額が意味をなさなくなってしまいますので、そこの勘案をどうするかとは思いますが。
- 委員 先程の、ここ1、2年の財政的な影響は、どのような感じになりますか。3年ですから、契約も終わっているものも多いと思います。1,000万以上の新しい契約というのは予定されていますか。2年後、3年後であれば、今の議論の930円で全然問題ないわけです。そういうことですがどうですか。
- 事務局 資料の6ページに参考として1,000万を超えている業務委託について掲載させていただいておりますが、長期継続に関係したものにつきましては、ほとんどの案件が28年、27年に契約の更新が済んでおります。指定管理の方も昨年契約をしておりますので、この中ですと、公園管理委託については毎年になりますので、これは発生してまいります。長期の29年度につきましては、2件ほどある予定で、学校の浄化槽の維持管理業務委託でございます。
- 委員 仮に言っている930円ではできない案件です。それでは人が集まらないです。
- 副会長 それ以上払っているでしょう。ただ、これに影響を受ける事業者もいらっしゃるというのは事実でしょう。
- 委員 中にはあります。公契約のところは、これだけ出さなくてはいけない、普通の民間でやっているところとは差があるから、これでは困るというご意見もあります。公契約のところは高く出さなくてはいけない、だけどころは、それより低くても良いということで、どうすれば良いのかという話をいろいろな自治体で聞いています。そのときに、少し考えて欲しいのが、単価を決めるときの基本的な考え方は、最賃法の規則に応じて、自分で決めることになっています。そうすると、基本賃金を決めて職務手当という形で

付けて900いくらでも大丈夫なのです。精勤手当とか通勤手当などは付けてはダメなのですが、基準内賃金でカウントできますので、基準内賃金の基本給は、例えば900円にして、職務手当で30円にするとかで930円。それで公契約のところだけは大丈夫になり、一般的には900円ですというのは可能なのです。そのような仕組みになっています。基本的に、そのようなこともできるので、経営されている方も、そこはよくご理解いただければと思います。

公契約の場合は、先程言いましたように、予定価格の基準になりますので、積算するときの基本が、例えば下限額930円なら、930円で積算すればよろしいわけで、市に対して930円をベースにした見積書を出せば良いのです。見積書全体が上がるかも知れませんが、それは先程言ったように2年後、3年後の話になると思います。そのような中身になるということです。

ただし、29年度中に、仮に1,000万を超えるような公契約があったときは、3年継続になるので、そこはそれを見越してないと、3年後に私たちが恥をかくことになります。最低賃金を下回るような公契約上の下限額を決めたということになると。

○会 長 参考で出ている6ページの1から39番にいろいろ業種がございますが、先程アンケート結果ということで1,000万円未満の案件も含めると、最低額が845円ということで、最低賃金との比率でいうと100%でしたが、実際に1,000万円を超えている、公契約の対象案件となっているケースでは、どの程度なのかというデータはお持ちですか。

○事 務 局 先程の清掃業務に限ってのことですが、合計25件調査をさせていただいて、内10件は支払賃金額が845円であるとの回答でした。10件中3件が1,000万円以上、いわゆる公契約条例の対象となる案件という状況でございます。残りの7件が条例の対象外の1,000万未満の清掃業務委託であるという結果でございます。

○会 長 条例の対象となっている契約案件に係る、賃金の最低ラインも最低賃金と同額というお話ですか。

○事 務 局 資料にあります、対象の中では平均で907円になっておりまして、1,000万を超えているものについては、1,000円や1,400円との回答はいただいております。

○会 長 実態としては、そうでないと人が来ないですから。幅があるなかで、下の方の事業者への配慮をどうするかというのが意見としてあります。

○委 員 そのところは、下の3件は、予定価格を作るときに積算は4条に盛り込まれていまして、見積を出すときに市の決めた下限額以上をベースにした見積を出してもらいたいということを周知する必要があります。それで財政的な影響は、ここ1、2年はあまり受けないという話ですから、それが何千万も影響するようなことはないと思います。例えば主張している930円に決めたとしても何千万も影響することはないと思います。

○会 長 言われていることは良くわかりますが、見積価格を決める上で、決して、この審議会での下限額を元に計算しないのではないかと思います。ほとんどの業者さんは、下限額よりは実態として高い金額で人を集めておりますから、おそらく現実に支給する金額を元に決めるのではないかと思います。

○委 員 この金額で仕事を請け負うことは大変難しいと思いますので、これを基準にはできないと思います。下限額ですから人が集まらない。

○委 員 そうです。低いところを上げていくのが今回の条例です。低いところの845円に下限額をするのではなくて、越谷市ではこれ以上の賃金にしてくださいと、1,000万以上を対象にすることにより、アナウンス効果をもたらして、今のレイクタウンでもチラシなどを見ると900円から950円なのです。そのようなところがありながら、一方では845円とチラシを出しているところもあります。越谷市は、どちらを考えるのかというと、845円では生活できないということで、それを上げていく。そのためには、少なくとも8時間働くであろうと思われる1,000万以上の案件については、それなりの金額を設定した方が良いのだと思います。

○会 長 少々整理させていただいて良いですか。

いろいろご意見頂戴してありがとうございます。考え方として、違う考え方がありましたら言ってください。まず考慮の要素とする勘案事項としてAからDが挙がっています。A、Bは当たり前のこととして、C、Dを勘案すべきだとの強い意見が委員から出ています。一つは、Bを勘案するのですが、ここは大事なところで、長期の業務委託契約が3年という間隔で出されているので、3年後の最低賃金を割り込まないような下限額を設定しなければならないのではないかという意見が出ています。他方では、そうすると3年後はそれで良いかもしれないが、3年先を見越した下限額を設定すると、一部の事業者に負担を強いるのではないかというご意見もございました。

委員の方々には、この当審議会としては、3年先を見越した方が良いのかどうかの点について結論としての意見を頂戴したいのと、他に考慮の要素とすべき事項として、特にC、Dとなってくると、確かに越谷市の場合、2,015時間換算で地域手当を含めない場合は927円。臨時職員の賃金が930円。ということになってくると、930円当たりのラインが、最低賃金の3年先を見越した上で落ち着きどころなのか、一つの案としての数値としてはあると思います。

一つは、3年先まで見越して最低賃金の動向を踏まえた下限額を設定すべきかどうかということ。もう一つは、C、Dをある程度目安に決めたら良いのかどうかということに絞って結論含みでのご意見を頂戴できるとありがたいです。違う考え方がございましたら、もちろん言ってください。

○委 員 契約が3年契約であれば、3年後を見越して賃金を決めるのは当たり前だと思います。それでも930円ですから、日に換算すると、だいたい8時間計算で7,200円です。7,200円で雇っている会社は、ほとんどいないと思います。もっと高いはずです。

ですから930円は妥当だと思います。

○委員 単年度契約であれば、毎年毎年なので良いと思うのですが、草加などは単価契約となっています。今の越谷の仕組みをここでは、どうのとは言えないが、業者の方を考えても、委員が言われるように、そのときの設計単価で仕事を請けていくわけなので、下限額が支払われるだけの請負金額になるはず、またならないといけない。そこは事業者のためにも、市の責任として、そのような発注価格を出さないといけないので、そこは大丈夫であろうと思う。だから、3年ということであれば、いずれにしても、先程皆さんから出ているように、最低賃金だと公契約条例を作った意味がないので、そこは当然上回ることを考えると、それで3年度を考えると、大変なことだと思います。でも、今出されている基準でも、市の臨時職員の方の賃金、やはり同一労働同一賃金ではないですが、同じ公務の仕事をしていて、同じような仕事をして同じところにおいて、その人の雇われ方によって、賃金にすごく差があること自体は是正されていくべきことで、この公契約条例の精神にはあるのではないかと思いますので、そこを考えても、今であれば930円というところで良いと思います。また、事業者の方にとっても、今契約されているものは対象外になっているので、29年以降になりますから、問題ないかと思えます。

○会長 ありがとうございます。副会長何かありますか。

○副会長 毎年下限額が上がっていくのだろうと思いますが、その上がった時に、今働いている従業員は、下限額が上がっているのに私達は上がらない、との意見が当然出るかと思えます。だから、やはり上がったら上げてあげないと、同じ公契約の中で仕事をしている人で市が出した下限額を下回っている人がいる。それは働く側の従業員の感情からしたら、そこまでは上げてあげなければいけないのではないかと。そうするとやはり、1年単位で下限額を決めるのが良いと思う。3年先を見越してという、やり方もあるのですが、930円ですとかなり高くなります。それで市の財政が問題なければ良いのですが、少々引っ掛かります。下限額が上がったら補正してあげて、その分については、契約金額を上乗せする方法は取れないものかどうか。

○委員 そこが問題ですね。

○委員 年度途中の契約でも、ということですよ。

○副会長 下限額を上げた分は市が上げたい額なわけですから、それを下回って働いている従業員の感情というのはどうか、というように働く側の気持ちを考えるし、経営側も、勝手に上げておいて、契約はそのままで賃金だけ上げろと言われても、それでは利益がなくなるという経営側の意見もある気がします。それに対象に該当する職種の方は、僅かだと思いますが、事実、清掃業務をやっている人で845円の方もいるのですから、その人達が930円になると結構大きな影響です。

○委員 副会長が言われることは、ごもっともだと思います。ただ、先程言ったように、この趣旨はですね。2時間、3時間のパートの人の賃金はもちろん影響しますけれども、やは

り考えてもらいたいのは、8時間働いてどうなるのかという話なので、仮に930円で出したとしても、2,000時間働いても200万いかないという実態で、最低限は決めていかないと、特に越谷市では生活が成り立たないと思います。いろいろ知っていますが、皆さんダブルワークを結局やっているのです。ここで働いて、夜も働いてという。そうしなければ生活できないという人も沢山いるので、そういう人達に少しでも、最低賃金を上回るようなことを、越谷市は考えているのだということをアナウンスすることも大事ではないかと思います。

○委員 皆さんが言うことは重々承知していますが、商工会議所では、現在会員が5,400社います。大体、越谷の半数の方々が入っていただいているのですが、やはり景気が横ばいというか、盛り上がりがないところで、毎月30社前後の会社が自己都合で辞めたり、廃業に追い込まれるというような現状があります。そのようなところも、やはり我々はいろいろなところで事業者をカバーしていかなければならない状況もありますので、その辺も勘案しての発言ですが、大きなところばかりではなくて、地元の小企業の皆様にも目を向けられるような状況を徐々にでも、変えながら、経済が発展していけると良いと考えておりますので、その辺もご承知しておきたいと思います。

○委員 委員の言われることは、ごもっともだと思いますが、今回は特に地元の居住者を採用していただきたい、それから地元企業を育成するというのが目的に入っているのです、これからの契約のときに、総合評価方式といって、ただ単に金額でなく、もちろん、今回の下限額を決めて、積算のときは前提にしてもらおうのですが、それ以外に地元の貢献度だとか、越谷市内の事業所をできるだけ優先するような仕組みが、今回の条例に入っているのです、そこはやはり商工会議所の方に、越谷市の公契約条例というのは、越谷市の企業と、越谷市民を豊かにしていくことを目的にしているということをご理解いただきたいと思います。

○委員 質問があります。市役所の清掃業務の時給はどのくらいなのですか。

○事務局 それにつきましても内訳書を求めています、年数などによっても多少違う状況ではありますが、前回確認した中では、安い方で980円、その上になると1,100円と回答をいただいております。

○委員 それを聞くと金額の想像がつかます。実態がそうだとということですね。

○委員 ここで決めた下限額に、近づいてしまうようなことになっては困る。下限額をあまり低く設定してしまうと、最後は入札ですから単価が下がっていき、結局は事業主さんと働いている人達に影響してしまうので、そこはやはり我々も実態を考えながら決めていかないと、下振れするといけないのではないかと思います。

○会長 どうですか、そろそろご意見もほぼ出揃っているかと思います。個人的な意見としても3年先を見越して、最低賃金のスライドは考慮せざるを得ないのかと思っています。たしかに、同じ仕事をしていてバランスを欠いた支給状況もよろしくないと思いますので、臨時職員の方の930円ぐらいが丁度良いのかという気もしています。それについて

は、反対の意見の方もいます。今のところご意見を伺った感じでは、もっと下でも良いかというご意見ですか。

○副会長 930円までは頭の中にはなかったです。やはりこの資料にもあるとおり、845円の給料で清掃の方を雇っている会社があるという事実もあるわけです。その人達が930円に耐えられるか、適用の対象となる会社も3件入っている。

○委員 3件も、たぶん一番低い方が845円なのだと思います。

○副会長 そうだと思います。とにかく単純で、指示されてやる仕事のようなレベルだと思います。

○委員 それはそんなに影響しないのではないか。

○副会長 そんなに影響はないですか。

○事務局 現在845円で雇っている契約について、930円まで上げるという話ではありません。このように条例などの関係は、どこからかの基準を決めなければならないので、今回は4月1日からの施行となっています。4月1日からの契約について下限の額を上げた場合に、今まで働いている人はどうなるのかと、面倒見ないのかと、意見もあると思いますが、今と同じ契約金額の中で、例えば845円を、決めた下限額まで上げてくださいとしても、当然業者は対応できません。今後につきましては、1,000万以上の案件になりますが、審議会の委員の皆様で決めていただいた下限額で対応していただくこととなります。

○会長 民間とのバランスは置いといたとして、少なくとも市が発注する仕事を任せるのに、労働者の方に最低これだけは払ってくれないと頼めない、という話だと思うのです。そのような条件は、ある意味なかなか自分主導では決められない人達がいらっしゃって、その人達を自分に置き換えて考えたときに、最低いくらぐらいかは決めておいてあげる必要がるということだと思います。あとは、先程から越谷市の財政への影響についても、皆さん非常に慮っていますが、そこも実態としては、多くの事業者のケースにおいて、むしろ賃金は下限額より上であることを考えると、あまりここも重視しなくても良いかと思います。また、当審議会において市長に答申するのに、金額をここからここまでと幅を持たすわけにはいかないのです、統一した金額で審議会の答申として決定できればと思っていますが、今のところ930円というラインで、ほぼ意見が一致しつつありますがいかがですか。

○委員 実際、3年後に合わせたというところで、最低賃金がそこまでいかないということであれば、事業者にとっても守られることとなりますので良いと思いますが、今回初めてできるのに930円まで上げてしまって良いかという状況はあるので、できれば各自治体の平均という状況の890円ぐらいがどうなのかと思います。

○委員 多分、草加の890円は今後上がると思います。3年間890円で据え置いています。草加の事情を聞いたのですが、議論の中で本当は900円以上ということで話があったようなのですが、900円以上では対応できない状況、草加は1年契約なので対応



できない部分があるということで、890円に落ち着いたと話を聞いていますので、多分、草加は3年据え置きですから、今年は900円台になると思います。

○委員 　　今後は来年もまた、このような話し合いがあるのでしょうか。

○委員 　　そうです。いずれにしても来年も翌年度からの3年契約を、また見越さないといけません。先程、副会長が言われたように、毎年決めて追加で少しずつ、契約金額を上げてくれれば良いのですが、そのようなことができないのであれば、来年度は来年度で、その翌年度から発注する3年契約のところの影響について議論はまた続くと思います。

○委員 　　また結構な幅になるわけですね。

○副会長 　　来年の市の臨時職員が上がれば、また引きずられますね。

○事務局 　　参考資料として出すものについては、その時現在の賃金になります。

○副会長 　　これを目処に決めるのであれば、実に簡単になります。市の職員の賃金をスライドして、下限額を決めれば良いのですから。

○委員 　　この間、市の職員の賃金見直しについて記事が出ていましたが、どうなのですか。

○委員 　　先程言いましたとおり、基本給については下がることはないと思います。むしろ他市が上がる感じがあるかもしれません。地域手当が越谷市は6%で、県は10%付いています。ですから基本給に10%増し、越谷市は基本給に6%増し、さいたま市が14%くらいで、基本給に14%増しになっていますので、川1本離れて14と6%で、バランスがあるので、報道そのものは一面的かと思います。ただ、臨時職員の賃金は来年上がるかどうかは、分かりません。

○委員 　　今回の基準が臨時職員になった場合で、来年からは同じような形でいくことになるのですか。

○副会長 　　引きずられましたから、臨時職員の給与とほぼ一緒であると。指定管理のやっている人の仕事と臨時職員との仕事が、内容や職名が違うのであれば、職務評価で係数をかけて、少し減らすという係数を使って良いのではないかと考えておりました。930円の仕事内容と一緒にという内容がわからないですが、事務職だけでなくいろいろな職種に全部適用されることになりますので、事務職以下の職務に対する人にも適用するには、90何%などの係数を掛けて下げたらどうかという考えは持っています。

○委員 　　資料6ページにある10番の若年者等就職支援事業委託などは、まさにむしろ事務職よりは職務上は高いと思っています。内容的には単なる事務ではなく支援事業ですから、かなりの制度を知らないといけない仕事です。

○副会長 　　高ければ良いのですが、市の臨時職員の事務職の仕事よりも、やはりそこまでは難しくないとか、そこまで責任はないとか、そこまで裁量の余地はないというような場合であれば、やはり100%同じというのは、どうかと思います。厚労省でさえも正社員とパートさんの仕事がまったく同じでも、人材の活用の仕方が違うのであれば、係数を掛けています。だから、そういった基準でまったく同じですかと確認したい。

○委員 　　越谷市の臨時職員というのは、判断業務は基本的にしていません。

- 副会長 定型業務ですか。
- 委員 定型です。
- 副会長 定型業務といっても、責任もまったくないのかというと、ある程度は責任もあるだろうし、それから、勤務も少し残っているから残業して欲しいという部分で応じなければならなくなっているのですか。残業はまったくないのですか。
- 委員 まったくということはないですが、基本的には残業はしないです。
- 会長 臨時職員の時給が930円。930円以上の人もいるのですか。
- 事務局 ちなみに事務職は930円ですが、例えば給食調理員は980円。栄養士ですと、1,050円という時給になっております。
- 副会長 一つの物差しにはなるでしょうが、まったく一緒かということがわかりませんので、まったく一緒であれば、それはもう930円にせざるを得ませんとなるのですが。臨時職員の仕事と公契約の相手の一番単純な業務の人は一緒ですかと。
- 会長 評価とか価値観が入ってくるから、比べられるのか、それを具体的に比べるのに当たり実態としてどうか。
- 副会長 厚労省で評価する基準が出ています。だから、内容が一緒であった場合には930円でやむを得ないという気はします。
- 委員 職務評価上は930円が越谷市の臨時職員の最低の賃金です。ですから、930円以下の人はいないです。そこから、職務ですとか資格とかで上げている。越谷市としては930円以下の人はいなく、指定管理者制度だとかいろいろなところで、同じような仕事をしているときに、さっき指摘したところですか、3番の生活困窮者自立支援相談支援事業業務委託というのは、同じ市役所の中にいろいろな相談を受けたりし、いろいろな課とつなげていくことをしています。そういう意味では事務職より、1年目に入った人よりは職務内容は高いです。
- 副会長 入ったばかりで単純な定型職の人の時給と。
- 委員 となりますと、高卒初任給になってしまう。入ったばかりの人だったら高卒初任給もらえるわけです。学校卒業してすぐ来た人は、地域手当を含めなくても996円、含めると1,056円というのが時給単価になります。もちろん2,015時間で割っても、地域手当を含めない場合は927円、含める場合は983円となります。何も知らない1年生が来ても、これだけの賃金水準は、公務労働として確保していることになる。
- 会長 一つの考え方として、例えば臨時職員の賃金を基準にするにしても、係数を掛けるべきでないか。実際の業務と照らしてみても、委託業務ですから、本来市がやるべき仕事を代わりにお金を払って民間業者にやってもらっているのです、そういう意味では、そんなに大きく遜色ないかと思えます。仕事の件名だけ見ると、むしろ大変なところも多く存在している。どちらというのは、良い所も悪い所もあり比べるのも難しい面があると思いますが、どういたしましょうか。
- 委員 臨時職員さんの賃金だけではなくて、3年間という越谷市の契約の状況からみると、

やはり最低賃金からも3年後というのは、今の状況であれば当然900円台になると思います。そこを考えても、930円というのは決して高い金額にはならないのではないかと思います。市の臨時職員さんの賃金だけを基準として考えているということではないと思いますので、そこは踏まえないといけません。会長が言われたとおりに、以前であれば、市の職員さんがやっていたことも、この間のいろいろな行政の流れで、民間委託へという流れがあり、その中で、当然市の職員さんがやっていたら、同じ仕事をやっても、貰う賃金の単価は違ってくると思います。それが、随分乖離していることがあり、やはりこのままでは、よろしくないという流れとして、公契約条例が作られ、せっかく作ったのですから、そこは大事にして考えていくべきかと思います。副会長が言われているとおり、同じ仕事をしていて、公契約に掛からない年度でやっている人は、3年契約であっても、下限額が上がったらそれに応じて、契約金額を上げられれば良いですが、今はそのようになってないので、先程お聞きした市役所の清掃業務の人は、当然のことながらもっと高かったのです。実態としても930円というのは、ものすごく高い金額ではないのだと感じました。

○会 長 臨時職員の方の賃金ということに焦点が偏りすぎていて、そちらが専ら中心になっているかのような話になりかけていましたが、そうではないということで、あくまでも基準の考慮の要素の一つとしている。

○委 員 これだという基準を決めると、楽だから良いのですが、いろいろ委員が言われた経営の問題もありますし、社会情勢の変化もありますので、臨時職員賃金よりも、もしかすると働き方改革、同一労働同一賃金で上がってしまう可能性もあるので、とりあえず今は、二つの要素、臨時職員の賃金の要素、3年の長期契約の要素、これを総合的に勘案して、これだと決めた方が今は現実的かもしれません。1年先、2年先はどのような情勢になっているか、インフレになっているかデフレになっているかで違いますので、そこはそうではないかと思います。

○副 会 長 3年を見越すと900円台になります。最低賃金が今の率で上がっていくと大体900円になってしまいます。そうすると最低賃金よりは上乗せしなければいけないということになりますと、3年を見越すというのは非常に難しいと感じますが、制度的に3年契約したら3年間そのままということであれば、皆さんの意見が妥当になるのかと思います。

○会 長 そうしましたら、市長に答申する下限額としては、今、皆様に活発なご意見を頂戴した結果として930円ということによろしいでしょうか。

○各 委 員 異議なし。

○会 長 ご異存ある方いらっしゃらないということで。

それでは、業務委託等に係る労働報酬下限額については930円として、市長に答申することといたします。

## その他

○会 長 それでは、次に3のその他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から3点ほど説明をさせていただきます。

始めに「会議の公開・非公開に関する決定報告書」の提出について、資料9ページをご覧ください。第1回会議において、本審議会の会議については原則公開、ただし、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は会議を一部非公開とすることが決定されましたので、「会議の公開・非公開に関する決定報告書」の公開・非公開の別については「一部非公開」として作成し、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条第4項に基づき、総務部総務課長及び行財政部行政管理課長へ提出いたしました。現在、本決定報告書については、情報公開センターにおいて、市民に公開しております。

続きまして、次回の審議会の日程についてですが、第3回審議会では、建設工事に係る労働報酬下限額についてご審議いただきます。下限額の設定に当たりましては、設計労務単価を勘案することとなっておりますが、ここ2、3年は2月上旬に翌年度の設計労務単価の公表が予定されておりましたが、国土交通省に確認したところ、公表時期は未定だということです。条例の施行日が本年4月1日であることから、今年度中に下限額を決定する必要がありますので、29年度の設計労務単価の公表がない場合でも、2月の第2週を目途に審議会を開催できればと考えております。日程につきましては、後日、事務局より委員の皆様の前で予定を伺ったうえで決定したいと思います。

最後に、会議録についてですが、前回の会議録をお配りしておりますので、内容をご確認いただき、修正等ございましたら明日中に事務局へ連絡いただきますようお願いいたします。なお、確認のため、資料には発言者名の記載がございますが、無記名の会議録を公表します。また、今回の会議録については、作成後、委員の皆様へ電子メールで送付いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

○会 長 ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○事務局 補足ですが、先程の設計労務単価の話をしていただきましたが、例年ですと今頃公表されているのですが、国交省に確認しましたところ、未定で近日中に公表できるかどうかも分からない状況とのことでした。それにつきまして、既に条例を制定している自治体に状況を確認したところ、既に5自治体は今現在の設計労務単価を基に、29年度の設定をしているとのことでした。さらに他の2自治体につきましても、公表を待たずに設定する予定とのことでした。新たに公表される単価を待ちますと4月以降の審議会になってしまうことが想定されますので、今現在の状況の中で、2月中に決めていただければと存じます。

○委 員 確認しますが、仮に2月に28年度の設計労務単価で決めるとした場合に、仮に4月以降に新たな労務単価が出た場合に、4月に契約するものについては、どちらの単価を

採用することになるのですか。

○事務局　あくまでも、28年度の労務単価に基づいて決めていただいた下限額が4月1日以降発注する契約すべてに適用される形になります。

○委員　そうしますと1年遅れになる可能性があるということですね。

○会長　そこは、また次回に皆様でご議論いただきたいと思います。

他に全体を通して、何かございましたらお願いします。

ないようでしたら、これをもちまして、第2回越谷市労働報酬等審議会を閉会いたします。

委員の皆様大変お疲れ様でした。